

令和3年度答申第45号
令和3年11月5日

諮問番号 令和3年度諮問第47号（令和3年10月13日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項2号（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下同じ。）に基づく社会復帰促進等事業としての労災就学援護費の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

労災保険法29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項2号は、業務災害及び通勤災害（以下「業務災害等」という。）を被った労働者（以下「被災労働者」という。）の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被

災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を掲げている。

なお、労災保険法29条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施について必要な基準は厚生労働省令で定めると規定するが、本件不支給決定の当時、当該基準を定めた厚生労働省令は制定されていなかった。その後、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号。以下「労災保険規則」という。）の改正（令和2年厚生労働省令第70号）により、労災保険法29条2項に掲げる事業として労災就学援護費等の支給を行うものとする旨の規定（労災保険規則32条）とともに、労災就学援護費を支給する者及び支給額を定める規定並びに労災就学援護費の支給に関し必要な事項は厚生労働省労働基準局長が定める旨の規定（労災保険規則33条）が設けられ、令和2年4月1日から施行されている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) P（以下「本件労働者」という。）は、Q社に就労していた者であるが、平成30年7月27日、同会社から帰宅後一人で外出し、そのまま行方不明となり、同年8月28日、Bサービスエリア内に駐車された車の後部座席で首を吊って死亡しているところを発見された。

（諮詢説明書）

(2) 本件労働者の遺族である審査請求人は、平成31年2月7日、処分庁に対し、遺族補償年金及び葬祭料の支給請求をするとともに、労災就学援護費の支給申請（本件申請）をした。

（遺族補償年金支給請求書、労災就学等援護費支給・変更申請書、
葬祭料請求書）

(3) 処分庁は、令和元年11月1日、上記（2）の遺族補償年金の支給請求に対し、「精神障害への罹患を確認できなかつたため」との理由を付して、遺族補償年金を不支給とする決定（以下「本件遺族補償年金不支給決定」という。）及び葬祭料を不支給とする決定をし、それぞれ同月5日付けの通知書を審査請求人に送付した。

（遺族補償年金に関する不支給決定通知書、
葬祭料に関する不支給決定通知書）

(4) 処分庁は、同じく令和元年11月1日、上記（2）の労災就学援護費の支給申請（本件申請）に対し、「精神障害への罹患を確認できなかつたため」

との理由を付して、労災就学援護費を不支給とする決定（本件不支給決定）をし、同月 5 日付けの通知書を審査請求人に送付した。なお、本件不支給決定の通知書には、「表記の保険給付に関する決定（中略）に不服がある場合には、（中略）労働者災害補償保険審査官（中略）に対して審査請求をすることができます。」と、不服申立てをすべき行政庁の教示が誤って記載されていた。

（労災就学等援護費に関する不支給決定通知書）

- （5）審査請求人は、令和 2 年 2 月 5 日、C 労働者災害補償保険審査官（以下「本件労災保険審査官」という。）に対し、労働保険審査請求書を提出して、本件遺族補償年金不支給決定についての審査請求をしたところ、本件労災保険審査官は、令和 3 年 1 月 21 日、当該審査請求を棄却する決定をした。

（労働保険審査請求書、決定書）

- （6）上記（5）の労働保険審査請求書には、本件不支給決定の取消しを求める旨の記載もされていたが、本件労災保険審査官が、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）22 条 1 項に基づき、令和 2 年 2 月 12 日付けで当該審査請求書を審査庁に送付したため、同条 5 項により、初めから審査庁に審査請求がされたものとみなされた。

（労働保険審査請求書、令和 3 年 1 月 11 日付け事務連絡
「諮問説明書に係る補充書及び追加資料の提出について」）

- （7）審査庁は、令和 3 年 10 月 13 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件労働者が、平成 30 年 8 月 27 日頃に、B サービスエリア駐車場において自死したことは、長期間にわたる長時間労働により心理的負荷がかかり精神障害に罹患したことが原因であることは明白であり、本件労働者の死亡は労働災害として認定されるべきものであることは明らかであるから、処分庁が令和元年 1 月 1 日付けで行った本件不支給決定は取り消されるべきである旨主張している。

第 2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、処分庁が審査請求人に対して行った本件不支給決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきであるとのことであり、概要は、以下のとおりである。

- 1 労災保険法29条1項に規定する社会復帰促進等事業の一つである労災就学等援護費の支給は、業務災害等により死亡し、重度障害を受け、又は長期療養を要する労働者の子のその後の就学状況及び保育の状況、労災遺族等の就労の状況等にかんがみ、実施するものである。
- 2 労災就学援護費の支給対象者の要件については、昭和45年10月27日付け基発第774号厚生労働省労働基準局長通達「労災就学援護費の支給について」の別添「労災就学等援護費支給要綱」（令和元年5月7日付け）（以下「本件支給要綱」という。）の3の（1）「労災就学援護費」において、遺族補償年金を受ける権利を有する者（以下「遺族補償年金受給権者」という。）のうち、労働者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該労働者の子で現に在学者等であるものと生計を同じくしている者であって当該在学者等に係る学費等の支弁が困難であると認められるものであること等とされている。
- 3 処分庁は、本件労働者の死亡は業務との因果関係は認められないと判断し、本件遺族補償年金不支給決定を行っている。また、本件労災保険審査官は、令和3年1月21日、審査請求人の本件遺族補償年金不支給決定に係る審査請求を棄却する決定を行っている。なお、審査請求人は、本件遺族補償年金不支給決定に係る再審査請求は行っていない。
- 4 以上のことから、審査請求人は、本件支給要綱の3の（1）に定められている遺族補償年金受給権者である要件を満たしていないことから、労災就学援護費の支給対象者とは認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年10月13日、審査庁から諮問を受け、同月28日及び同年11月4日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年11月2日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

（1）一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求

（本件労災保険審査官の受付）：令和2年2月5日

（審査庁への送付）：同月12日付け

審理員の指名：同年7月20日（本件審査請求の審査
による受付から約5か月）

反論書の提出	: 同年10月13日付け
審理員意見書の提出	: 同年12月11日付け（反論書の提出から約2か月）
本件諮問	: 令和3年10月12日付け（審理員意見書の提出から約10か月、本件審査請求の審査庁による受付から約1年8か月）

(2) そうすると、本件では、①本件審査請求が行政不服審査法22条1項に基づき審査庁に送付されてから審理員の指名までに約5か月、②反論書の提出から審理員意見書の提出までに約2か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約10か月を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年8か月もの期間を要している。特に、審査請求を受けた審査庁の最初の手続である審理員の指名が、同法18条1項所定の審査請求期間（3か月）を超えて長期にわたって行われないことは、処分の効果の早期安定と国民の権利利益の救済との調和を図って設定された審査請求期間の趣旨をも損ないかねないものである。さらに、審理員意見書の提出から本件諮問までに上記の期間を要したのは、審査庁が、本件遺族補償年金不支給決定に対する不服申立て手続の帰結（審査請求に対する決定及び再審査請求期間の経過）を待って、本件審査請求の手続を進めたためではないかと考えられるが、当該手続が帰結してから本件諮問までにも約7か月が経過しており、これだけ長期間を要する事情が本件にあったとは到底考えられない。審査庁における改善を期待したい。

なお、上記のように、労災就学援護費不支給決定の審査請求の手続に当たって、遺族補償年金不支給決定に対する不服申立ての帰結を待つ運用について、審査庁においては、審理手続の迅速化について簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的を踏まえ、改善に向けた真摯な対応を期待したい。この点については、下記3において付言を付している。

(3) 上記（1）及び（2）で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不支給決定の違法性又は不当性について

労働者災害補償保険は、労働者の業務災害等に対して迅速かつ公正な保護をするために、保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災

労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等（社会復帰促進等）を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている（労災保険法1条（令和2年法律第14号による改正前のもの。）参照）から、社会復帰促進等事業は、保険給付を補完するものとして、制度が設けられている。そして、本件の労災就学援護費の支給は、労災保険法29条1項2号の「被災労働者」の遺族の援護を図るために必要な事業として行われているものである。したがって、労災就学援護費は、同号の文理からも、保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族でなければ、その支給を受けられることになる。本件支給要綱が労災就学援護費の支給対象者を遺族補償年金受給権者と定めているのは、この趣旨を表したものと解される（なお、本件不支給決定後に改正され施行された労災保険規則は、労災保険法に基づき事業の実施に必要な基準を定めたものであるが、これには支給対象者として本件支給要綱と同様の規定がある（上記第1の1参照））。

そうすると、審査請求人は、死亡した本件労働者の遺族であるが、本件労働者には精神障害への罹患を確認できなかったとして、本件遺族補償年金不支給決定がされている（上記第1の2の（3））から、本件労働者は、被災労働者ではなく、したがって、審査請求人は、労災就学援護費の支給対象者とはならない。

以上によれば、本件不支給決定に違法又は不当な点は認められない。

3 付言

（1）審査請求手続の改善について

現行制度の下では、遺族補償年金に係る審査請求の手続と労災就学援護費に係る審査請求の手續が別個に設けられている。その趣旨に鑑みると、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めるべきである。しかしながら、審査庁は、遺族補償年金に係る審査請求の手續と労災就学援護費に係る審査請求の手續が並行して進められている場合には、前者の審査請求の手續の帰結（審査請求の結論、再審査請求の有無及び結論）を待って、後者の審査請求の手續を進めるという運用をしているようであり（当審査会の令和元年度答申第15号及び第41号参照）、本件でも、その運用に従ったと考えられる。仮に審査庁が上記の運用が相当であると考えているのであれば、労災就学援護費の不支給決定に対する不服も遺族補償年金の不支給決定に対する不服の中で争うことができる制度への変更を検討すべきである。こうした制度への変更が実現すれば、二つの審査請求の手續を別個に進めなければならぬ

いという現行制度における国民の負担をなくすることができ、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図る（行政不服審査法1条参照）ことができる事になる。審査庁における真摯な検討が望まれる。

また、その検討が進められる間、上記の運用の下においても、労災就学援護費に係る審査請求の手続が迅速に進められるべきは当然である。特に、本件のように争点が明確であり、審理員意見書の提出を既に受けているものについては、遺族補償年金に係る再審査請求がなされないことにより遺族補償年金に係る不服申立ての手續が帰結した場合には、審査庁において直ちに当審査会に諮詢すべきである。

（2）本件不支給決定の教示について

本件不支給決定に係る通知書には、本件不支給決定についての不服申立てをすべき行政庁として「労働者災害補償保険審査官」との摘示があり、これは行政不服審査法82条1項に基づく教示の一部を誤ったものである（労災保険法38条1項は、保険給付に関する決定に不服のある者は労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をすると規定しているところ、本件遺族補償年金不支給決定は「保険給付に関する決定」に当たるが、本件不支給決定は「保険給付に関する決定」には当たらないから、本件不支給決定については、厚生労働大臣に対して審査請求をすべきこととなる（行政不服審査法4条3号））。そして、審査請求人は、かかる誤った教示に従い、本件労災保険審査官に対して審査請求書を提出した。

上記のような誤った教示がされた場合、行政不服審査法22条1項又は2項の規定に従って審査請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されれば、同条5項に基づき、誤った教示に従った審査請求人が審査請求期間等に係る不利益を被ることはないものとされてはいるが（本件審査請求についても同条1項に基づく措置が採られたことについて、前記第1の2（6）参照）、教示誤りは、行政に対する信頼の維持及び迅速な手續（同法1条）の観点からして、本来あってはならないものである。処分庁及びその上級行政庁である審査庁においては、本件における教示誤りの原因は、保険給付ではない労災就学援護費に係る不支給決定の通知書を、保険給付である遺族補償年金に係る不支給決定の通知書と同じ様式を用いたことである点に留意して、再発防止のために十分な対策を講じ、より一層の注意を払われたい。

（3）本件不支給決定の理由付記について

審査請求人は、本件労働者の死亡は労働災害として認定されるべきもの

であることを審査請求の理由としているが、本来、労働災害による死亡か否かは、労災就学援護費の不支給決定に対する不服申立てではなく、遺族補償年金の不支給決定に対する不服申立てにより争われるべき事柄である。

そこで、申請者が審査請求の対象を選択し、主張する不服の内容を検討する際の重要な情報である処分の理由について本件不支給決定の通知書における記載状況をみると、「精神障害への罹患を確認できなかつたため」という理由が付されているにとどまる。これだけでは処分の名宛人が不支給決定の理由を正しく理解することは困難であるといわざるを得ない。

本件のように、処分庁が、労働者の遺族からの労災就学援護費の支給申請に対し、申請者が保険給付としての遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族には該当しないとして不支給決定をする場合には、労災就学援護費の支給要件（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるよう提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条）にも資することになると考える。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいはず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員	三 宅	俊 光
委 員	脇 敦 子	
委 員	中 原 茂 樹	